

候補者選考委員会関連規定

○日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号） 抄

附 則

（会員予定者の指名）

第三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）百二十五人を指名する。

- 2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

（会員予定者の候補者の推薦）

第四条 現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、第十九条及び第二十条において同じ。）は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

（会員予定者の候補者の選定）

第五条 会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長（現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）が行う。

- 2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。

（候補者選考委員会）

第六条 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。

- 2 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。
- 3 候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以上以内をもって組織する。
- 4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。
- 5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。
- 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者
- 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者

6 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(会員予定者の候補者の選考)

第七条 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。

2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。

4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

(会長の職務を行う者等)

第八条 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二条第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。

2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時ににおいて、第二十三条第二項の規定により、監事に任命されたものとする。

(設立委員等)

第九条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。

3 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者（優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。）に委任する。

4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者（附則第二十二条第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。）に引き継がなければならない。

○候補者選考委員会令（令和 7 年政令第 215 号）

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号。第六条において「現行日学法」という。）第八条第一項に規定する会長が任命する。

（委員の任期等）

第二条 候補者選考委員（以下「委員」という。）の任期は、令和八年九月三十日までとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第四条 委員会は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第三条第一項に規定する会員予定者の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、委員会の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、現行日学法第十六条第一項に規定する事務局において処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(この政令の失効)

2 この政令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

○日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める 内閣府令（令和7年府令第90号）

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第七条第二項の規定に基づき、日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令を次のように定める。

日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法附則第三条第一項に規定する会員予定者（以下「会員予定者」という。）の候補者の選考の基準及び方法
- 二 法附則第七条第三項に規定する措置の実施に関する事項
- 三 法附則第七条第四項に規定する会員予定者の候補者の構成についての配慮に関する事項
- 四 候補者選考委員会に置かれる部会（以下「部会」という。）の研究分野の別
- 五 部会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法
- 六 部会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員予定者の候補者を選考するための基準及び方法
- 七 会員予定者の候補者の研究分野別の選考人数の見込み

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(この府令の失効)

2 この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

参考：前回（令和５年改選）の関連規定

○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日規則第 3 号） 抄

（会員及び連携会員の選考の手続）

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4～6 略

（日本学術会議協力学術研究団体）

第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

2～3 略

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5～6 略

○日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日第 1 回幹事会決定）抄

（会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等）

第 6 条 会員又は連携会員（会則第 7 条第 1 項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第 1 項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から 3 年間とする。

4 1 人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第 2 項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて 5 人を限度とし、このうち会員候補者は 2

人を限度とする。

5 略

○第 26-27 期日本学術会議会員候補者の選考方針（令和 4 年 4 月 19 日 日本学術会議） 抄

2. 会員候補者に求める資質等

- 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞歴、その他国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、法第 17 条に定められた優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 会員候補者の選考に当たっては、法第 3 条に定められた職務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。
 - 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
 - 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

3. 会員候補者の選考

（1）専門分野の構成

- 会員候補者の選考に当たっては、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

以下略

（2）選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。
 - ① ジェンダーバランス 略
 - ② 地域分布 略
 - ③ 主たる活動領域 略
 - ④ 年齢構成 略

（3）選考の手続

- 会員候補者の選考の手続は、日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。）第 8 条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 6 条によるほか、以下のとおり行う。
- 選考委員会における会員候補者の選考は、選考委員会の下に設ける部別の選考分科会（以下「選考分科会」という。）を通じて行う選考と、選考委員会が独自に行う選考とを組み合わせで行う。

以下略